

# 第107回 定時株主総会 招集ご通知

## 決議事項

**第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

**第2号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

開催日時：2025年6月25日（水曜日）  
午前10時

開催場所：大阪府中央区北浜二丁目6番18号  
当社18階会議室



パソコン・スマートフォン・  
タブレット端末からも  
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/8075/>



**神鋼商事** 株式会社

証券コード：8075

## ■ 株主の皆さまへ



代表取締役社長 高下 拡張

### 企業理念

私たちは誠実をモットーに、新しい価値の創造を通じて、豊かな社会づくりと、みんなの幸せをめざします。

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

ここに、第107期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の当社グループの現況等につき、ご報告させていただきますので、ご高覧のほどお願い申し上げます。

なお、期末配当金につきましては、1株につき150円とさせていただきます。

株主の皆さまにおかれましては、何とぞ今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2025年6月

## ■ 目次

### ▶ 株主の皆さまへ

#### ▶ 第107回定時株主総会招集ご通知

#### ▶ 株主総会参考書類

#### ▶ 事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項
2. 会社の株式に関する事項
3. 会社役員に関する事項
4. 会計監査人の状況
5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

#### ▶ 連結計算書類

連結貸借対照表  
連結損益計算書

#### ▶ 計算書類

貸借対照表  
損益計算書

#### ▶ 監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書  
計算書類に係る会計監査人の監査報告書  
監査等委員会の監査報告書

#### ▶ ご参考

株式のお手続きについて

# 株主各位

大阪市中央区北浜二丁目6番18号  
**神鋼商事株式会社**  
代表取締役社長 高下 拡張

## 第107回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第107回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に「第107回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.shinsho.co.jp/ir/stock/meeting.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして当社名または証券コード(8075)を入力・検索し、「基本情  
報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

当社ウェブサイト



東京証券取引所



なお、当日ご出席されない場合は、書面又は電磁的方法(インターネット)により議決権を行使することができ  
ますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討され、4頁から6頁までに記載の【議決権行使について  
のご案内】をご確認のうえ、2025年6月24日(火曜日)午後5時15分までに議決権を行使していただきますよう  
お願い申しあげます。

敬 具

### 記

1. 日 時	2025年6月25日(水曜日) 午前10時
2. 場 所	大阪市中央区北浜二丁目6番18号 当社18階会議室
3. 目的事項	<p>■ <b>報告事項</b> 1. 第107期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容及び計算書類の内容報告の件 2. 会計監査人及び監査等委員会の第107期連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>■ <b>決議事項</b> 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件</p>
4. 招集にあたっての決定事項	4頁から6頁までに記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

- 
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください。
  - 書面交付請求された株主様へご送付させていただいている書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき下記の事項を記載しておりません。従いまして、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

事業報告	会社の体制及び方針
連結計算書類	連結株主資本等変動計算書、連結注記表
計算書類	株主資本等変動計算書、計算書類の個別注記表
  - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

以 上

## 【議決権行使についてのご案内】

### 当社の経営に参加できる権利「議決権」をご行使ください。

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

#### 当日ご出席の株主様



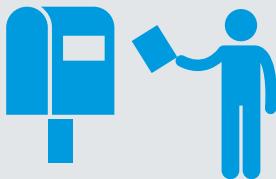
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本冊子「第107回 定時株主総会 招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

**株主総会開催日時** 2025年6月25日(水曜日) 午前10時

#### 当日ご出席いただけない株主様

当日ご出席いただけない場合は、郵送または電磁的方法（インターネット）により、議決権をご行使いただけます。

##### ● 郵送による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。なお、各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、会社提案に「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限** 2025年6月24日(火曜日) 午後5時15分必着

##### ● 電磁的方法(インターネット)による議決権の行使



パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は5頁をご覧ください

**行使期限** 2025年6月24日(火曜日) 午後5時15分まで



事前にインターネットで議決権行使いただいた株主様には、議案の賛否に関わらず、抽選で50名様に電子ギフト（500円相当）を贈呈いたします。応募方法はこちら ⇒ <https://youtu.be/Vxj8vOCGMQ8>



## インターネットで議決権を行使される場合

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、賛否をご入力ください。



スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！

**行使期限 2025年6月24日（火曜日）午後5時15分まで**

### QRコードを読み取る方法

議決権行使書の右下に記載された「ログインID」、「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 お手元の議決権行使書の右下に記載された「QRコード」を読み取ってください。



※スマートフォンの機種により「QRコード」でのログインができない場合があります。  
※QRコードは株式会社デンソーの登録商標です。

QRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

### ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>



- 2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください

▶▶▶ インターネットによる議決権行使の際のご注意につきましては、次ページをご覧ください。

## インターネットによる議決権行使の際のご注意

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、以下をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

- ◎毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止いたします。
- ◎インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合もございます。
- ◎株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。なお、新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。
- ◎株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- ◎複数回に亘り議決権を行使された場合の取扱い
  - (1) 議決権行使書の郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
  - (2) インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- ◎議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

ご不明な点等がございましたら、以下のヘルプデスクへお問い合わせ願います。

議決権の行使システム等に関するお問い合わせ **三菱UFJ信託銀行株式会社** 証券代行部（ヘルプデスク）  
通話料無料 ☎ 0120-173-027 受付時間 9:00～21:00

### 機関投資家の皆さまへ 議決権電子行使プラットフォームについてのご案内

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。  
つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いしたいと存じます。  
各候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位、担当	取締役会出席回数
		重要な兼職の状況	
1	再任 たか した ひろ のぶ 高 下 拡 展	当社代表取締役社長	16回/16回 (100%)
2	再任 あ だち まさ ひと 足 達 雅 人	当社代表取締役専務執行役員、 金属本部長兼アルミ・銅ユニット長、 人事部担当	20回/20回 (100%)
3	再任 にし むら さとし 西 村 悟	当社代表取締役専務執行役員、 金属本部鉄鋼ユニット長	16回/16回 (100%)
4	再任 うら で しん じ 浦 出 信 次	当社取締役常務執行役員、 機械・溶接本部機械ユニット長	16回/16回 (100%)
5	再任 たか はし じゅん 高 橋 淳	当社取締役執行役員、 経営企画部・新事業推進室担当 兼経営企画部長兼新事業推進室長	16回/16回 (100%)
6	再任 た の よし お 田 野 美 雄	当社社外取締役（非常勤）、 アシュアード・ビジネス・コンサルティング代表、 株式会社N&C ITパートナーズ取締役（非常勤）	20回/20回 (100%)

(注) 候補者番号1.高下 拡張、3.西村 悟、4.浦出 信次、5.高橋 淳の取締役会出席回数は、第106回定時株主総会で就任後の出席状況であります。



所有する当社の株式の数  
4,200株

候補者番号 たかした ひろのぶ

## 1 高下 拡張 (1966年12月21日生)

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月 当社入社 [担当・重要な兼職の状況]  
2021年6月 当社執行役員 -  
2024年6月 当社代表取締役社長 (現任)

**選任理由：**当社グループの非鉄金属事業や人事・財務分野での豊富な経験・見識を有しており、「中期経営計画2026」では、その策定においてリーダーシップを発揮してまいりました。当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」に照らして、適任であると判断しております。

「中期経営計画2026」の達成及び今後一層の成長を遂げるためには、経営トップには、当社の企業理念や経営方針のもと、ステークホルダーに配慮し、迅速かつ果敢な判断が出来ることが求められます。こうしたことから、営業部門での経験や、本社部門での人事・財務に関する豊富な経験を有する高下 拡張氏が適任であると判断しております。



所有する当社の株式の数  
21,300株

候補者番号 あだち まさひと

## 2 足達 雅人 (1961年12月5日生)

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 当社入社 [担当・重要な兼職の状況]  
2016年6月 当社執行役員 金属本部長兼アルミ・銅ユニット長、  
2019年6月 当社常務執行役員 人事部担当  
2022年6月 当社取締役専務執行役員  
2023年6月 当社代表取締役専務執行役員 (現任)

**選任理由：**当社グループの非鉄金属事業や人事分野での豊富な経験と見識を有しており、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」に照らして、適任であると判断しております。

当社の金属本部長兼アルミ・銅ユニット長として金属本部全体のシナジーを生み出し、同本部の持続的な成長を牽引しております。また人事部担当として経営戦略と連動した人材育成における豊富な経験を有する足達 雅人氏が取締役候補者として適任であると判断しております。



所有する当社の株式の数  
12,000株

候補者番号 にし むら さとし

## 3 西村 悟

(1962年3月21日生)

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	株式会社神戸製鋼所入社	[担当・重要な兼職の状況]
2016年4月	同社執行役員	金属本部鉄鋼ユニット長
2018年4月	同社常務執行役員	
2019年6月	当社常務執行役員	
2022年6月	当社専務執行役員	
2024年6月	当社代表取締役専務執行役員 (現任)	

**選任理由：**当社グループの鉄鋼事業分野での豊富な経験・見識を有しており、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」に照らして、適任であると判断しております。

株式会社神戸製鋼所において鉄鋼事業部門の常務執行役員を経験し、当社では金属本部鉄鋼ユニット長を担当しております。当社の主力事業である鉄鋼事業の持続的な成長を牽引しており、同事業における豊富な経験を有する西村 悟氏が取締役候補者として適任であると判断しております。



所有する当社の株式の数  
9,900株

候補者番号 うら で しん じ

## 4 浦出 信次

(1963年10月1日生)

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社	[担当・重要な兼職の状況]
2019年6月	当社執行役員	機械・溶接本部機械ユニット長
2023年6月	当社常務執行役員	
2024年6月	当社取締役常務執行役員 (現任)	

**選任理由：**当社グループの機械分野での豊富な経験・見識を有しており、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」に照らして、適任であると判断しております。

当社の機械・溶接本部機械ユニット長を担当し、ものづくりの現場に最適な機器・材料・メンテナンスサービス等を供給するソリューションビジネスに基づいた機械事業の成長を牽引しており、同事業の豊富な経験を有する浦出 信次氏が取締役候補者として適任であると判断しております。



所有する当社の株式の数  
22,017株

候補者番号 たか はし じゅん

## 5 高橋 淳

(1967年6月14日生)

再任

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月	当社入社	[担当・重要な兼職の状況]
2022年6月	当社執行役員	経営企画部・新事業推進室担当
2024年6月	当社取締役執行役員	兼経営企画部長兼新事業推進室長

(現任)

**選任理由：**当社グループの非鉄金属事業や経営企画部門、新規事業推進での豊富な経験・見識を有しており、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」に照らして、適任であると判断しております。当社の成長ドライバーである新規事業の創出や投融資、さらにはデジタルトランスフォーメーションの推進を監督する立場として、営業部門での経験や、経営企画部門での経営に関する豊富な経験を有する高橋 淳氏が適任であると判断しております。



所有する当社の株式の数  
1,500株

候補者番号 た の よし お

## 6 田野 美雄

(1957年3月26日生)

独立役員

再任

社外取締役

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月	ヤマハ発動機株式会社入社	2022年6月	当社社外取締役 (非常勤)
1984年11月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社		(現任)
2004年1月	同社パートナー、GBS製造装置事業部長	2023年3月	株式会社N&C ITパートナーズ取締役 (非常勤)
2015年4月	コベルシステム株式会社専務取締役		(現任)
2017年4月	同社代表取締役社長	[重要な兼職の状況]	
2022年4月	アシュアード・ビジネス・コンサルティング代表	アシュアード・ビジネス・コンサルティング代表、	
	(現任)	株式会社N&C ITパートナーズ取締役 (非常勤)	

**選任理由及び期待される役割：**産業界における当社とは異なる事業領域での豊富な経験や、経営者として高い見識をもとに客観的、公正・中立な判断が出来る人物であることから、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「社外役員の独立性に関する基準」に照らして、当社の社外取締役として適任であると判断しております。

同氏は、コベルシステム株式会社（日本アイ・ビー・エム株式会社の連結子会社）における代表取締役社長を経験しており、同氏が培ってこられた経験は、当社のデジタルトランスフォーメーションの推進並びに企業価値の向上につながると判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田野 美雄氏は、社外取締役候補者であり、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。田野 美雄氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
3. 当社は、田野 美雄氏との間で、当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める責任について職務の執行に関し善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする内容の責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、同氏との間で、当該契約と同等の内容の契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の損害賠償金及び争訟費用等を補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 当社は各候補者との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しており、各候補者の再任が承認された場合には、各氏との当該契約を継続する予定であります。

(ご参考)

## 1. 取締役候補者の選定プロセス

取締役候補者（監査等委員である取締役は除く。）は、任期を1年とし、監査等委員である取締役候補者の任期は2年としております。また、補欠を含む監査等委員である各候補者は、監査等委員会の同意を経たうえで、取締役会で決定し、定時株主総会決議による選任の対象としております。なお、選任に関する取締役会的意思決定手続きの透明性・公正性を確保するため、構成員の過半数を社外役員とする「指名諮問委員会」の事前審議を経たうえで意思決定を行っております。

## 2. 取締役会の機能向上のために特に発揮を期待する知識・経験・スキル（スキルマトリックス）

本株主総会の第1号議案が可決承認された場合の構成は、以下のとおりです。

氏名	地位（予定）	経営経験	グローバル	営業・マーケティング	財務・会計・ファイナンス	法務・コンプライアンス	サステナビリティ・ガバナンス
高下 拡 展	代表取締役 取締役社長	●		●	●	●	●
足達 雅 人	代表取締役 専務執行役員	●	●	●			●
西村 悟	代表取締役 専務執行役員	●	●	●			●
浦出 信 次	取締役 常務執行役員	●	●	●			●
高橋 淳	取締役 常務執行役員	●		●	●		●
田野 美 雄	取締役 (独立役員 非常勤)	●	●				●
渡部 泰 幸	取締役 監査等委員 (常勤)	●	●		●		●
金子 浩 子	取締役 監査等委員 (独立役員 非常勤)		●			●	●
中川 美 雪	取締役 監査等委員 (独立役員 非常勤)				●	●	●

## 3. 役員候補者の指名について

### I. 取締役候補者指名にあたっての考え方

当社は、コーポレートガバナンスの強化の観点から、業務執行については執行役員が取締役会の委任に基づき迅速な意思決定のもと行っております。

取締役会は特に重要な意思決定を行うとともに、収益力の改善を図り、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促すため、次の役割・責任を果たすべきであると考えています。

- i) 全体戦略等の大きな方向性を示すこと。
- ii) 執行役員をはじめとする経営陣幹部が適切なリスクテイクできる環境を整備すること。
- iii) 客観的な立場から執行役員、取締役を含む経営陣に対する実効性の高い監督を行うこと。

当社の取締役は、様々なステークホルダーに対する責務を負っていることを認識しつつ、株主から経営を付託された責任を果たすため、以下の資質および知識・経験を有する人物が望ましいと考え、その考えに沿って取締役候補者を選定してまいります。

- ① ステークホルダーに配慮し、社会的責任を全うすると同時に、当社の企業理念、経営方針を十分に理解し、その実践に努め、持続的な企業価値の向上を図ることができること。
- ② 自身のキャリアを踏まえて事業、職務への深い知見を有すると同時に、経営資源の配分をはじめ、重要な経営事項の決定に際し、委嘱業務のみならず会社全体のシナジーを発揮できるよう、柔軟かつバランスのとれた判断ができること。
- ③ 変化の激しい環境において、迅速かつ果敢な判断ができること。
- ④ 取締役会の一員として、他の取締役の意思決定項目や業務執行状況を監督できること。

社外取締役については、公認会計士・税理士界、弁護士界、産業界等から広く人材を求め、社外の公正中立な意見を取締役会の意思決定に適正性の面から助言いただき、適切なリスクテイクを後押しし、当社の持続的な成長と、中長期的な企業価値の向上をサポートすることができる人材が望ましいことから、さらに以下の資質を満たすことを求めます。

- ⑤ 豊富な知見と多様な経験を活かし、客観的・公正・中立な判断ができること。
- ⑥ 当社の定める独立役員の基準を満たすこと。

## II. 監査等委員である取締役候補者指名にあたっての考え方

当社の監査等委員である取締役には以下の資質を満たす人物が望ましいと考え、この考えに沿って候補者を選定してまいります。

- ① 監査等委員である取締役（常任）には、当社における業務経験・業界知識・専門知識をもとに、当社の業務事情に精通した視点より、当社の業務特性を理解したうえで、会社法に定める職責・機能に基づき適正な監査ができること。
- ② 適法性監査にとどまらず、企業価値向上並びに経営の効率性の確保に資するよう、経営の妥当性・効率性にまで視野を広げ、取締役会で積極的な発言ができること。
- ③ 監査に際し、関係者や関連部門に対し適時・適切な指示・要請を行い、監査の実効性を確保できること。
- ④ 監査等委員会の構成員に、財務・会計に関する相当程度の知見を有する人物を置くこと。
- ⑤ 監査等委員である社外取締役については、社外の公正中立な立場から、社会・業界全般の通念に基づく客観的視点を通じた監査ができること。

以 上

## 第2号議案

# 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。この決議の効力は、次回定時株主総会の開始の時までとなります。また、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。



所有する当社の株式の数  
0株

しもむら ひさゆき  
**下村 久幸** (1957年5月5日生)

独立役員

再任

社外取締役

### 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1989年8月 公認会計士登録

1989年9月 公認会計士下村事務所開設

2018年11月 GMA税理士法人代表社員

(現任)

(現任) **【重要な兼職の状況】**

GMA税理士法人代表社員

**選任理由及び期待される役割：**下村 久幸氏は、公認会計士として財務及び会計に関して豊富な経験と幅広い見識を有し、また、税理士として会社の経営についても深く携わっており、客観的、公正・中立な判断が出来る人物であることから、当社の「監査等委員である取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「社外役員の独立性に関する基準」に照らして、当社の社外取締役として適任であると判断しております。同氏が監査等委員である取締役に就任する場合、同氏には、取締役会にて積極的に経営に係る助言及び提言を行うなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たすことを期待しております。

- (注)
- 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 下村 久幸氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
  - 下村 久幸氏は、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」および株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。本議案が原案どおり承認され、かつ欠員補充の必要が生じ、下村 久幸氏が社外取締役に就任した場合には、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定です。また、同氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について職務の執行に関し善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする内容の責任限定契約を締結する予定であります。
  - 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の損害賠償金及び争訟費用等を補填することとしております。本議案が原案どおり承認され、かつ欠員補充の必要が生じ、下村 久幸氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
  - 当社は、各取締役との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結する予定であります。本議案が原案どおり承認され、かつ欠員補充の必要が生じ、下村 久幸氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で補償契約を締結する予定であります。

(ご参考)

### 社外役員の独立性に関する基準

当社は、社外役員が次の各項目に掲げる基準のいずれにも該当することが無い場合に、当該社外役員に独立性があると判断いたします。

	項目	基準	過去要件 近親者要件
1	当社グループの主要な取引先又はその業務執行者	取引額が直前事業年度における当社グループの連結売上高の <u>2%</u> を超える取引先	・過去3年間において左記のいずれかに該当していた者 ・左記のいずれかに掲げる者の二親等以内の親族
2	当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者	直前事業年度における当社グループへの取引額が連結売上高若しくは総収入金額の <u>2%</u> の額を超える者	
3	当社の大株主又は当該株主が法人である場合には当該法人の業務執行者	総議決権の <u>10%</u> 以上の議決権を直接又は間接的に保有している者	
4	当社グループから役員報酬以外に多額の金額その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属するものをいう。）	当社グループから役員報酬以外に直前の事業年度において <u>1,000万円</u> を超える財産を得ている者	
5	当社グループから多額の寄付を受けている者又はその業務執行者	当社グループから直前の事業年度において <u>1,000万円</u> を超える財産を得ている者	
6	当社グループが主要株主である会社の業務執行者	当社グループが総議決権の <u>10%</u> 以上の議決権を保有している者	
7	当社グループが借入れを行っている主要な金融機関又はその親会社若しくは子会社の業務執行者	直前事業年度末における全借入額が当社の連結総資産の <u>2%</u> を超える金融機関	
8	その他	前各号のほか、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者	—

(ご参考)

## 当社の政策保有株式の保有状況について

### 1. 政策保有株式の縮減方針

今後、資本効率向上を図り成長投資を推進していくために、新たに目標値を定め政策保有株式の更なる縮減を進めていくことといたします。

(縮減方針)

2027年3月期までに連結純資産に対する政策保有株式の割合を15%以下とすること、また、将来的には、政策保有株式の同割合を10%以下とすることを目指します。縮減によって得られた資金は、成長投資などに活用してまいります。

### 2. 政策保有株式の売却（縮減）実績

「中期経営計画2026」に基づき、政策保有株式の縮減を進め、2025年3月期における連結純資産に対する政策保有株式の割合は20%を下回る18.3%となりました。

(単位：百万円)

	2022年3月31日	2023年3月31日	2024年3月31日	2025年3月31日
政策保有株式（時価ベース）	20,108	21,048	27,418	17,029
銘柄数	84 銘柄	79 銘柄	75 銘柄	70 銘柄
純資産比率（連結）	31.5 %	28.5 %	31.3 %	18.3 %

以 上

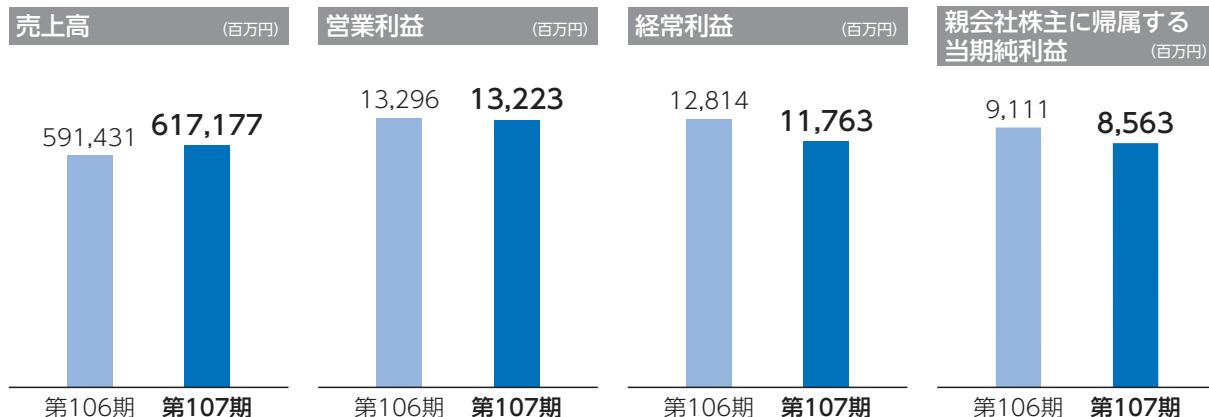
## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、緩やかな回復基調を維持しつつも、物価上昇による金融政策の引き締め、信用収縮、地政学リスクの高まり、保護主義の拡大、過剰生産能力といった複合的な要因により、不確実性が増した年となりました。我が国経済は、持ち直しの動きの中、円安によるコスト高や人手不足が建設市場に影響を与えたほか、自動車の減産や半導体市場の回復の遅れなどにより経済成長の勢いが抑えられる不透明な状況が続きました。また米国の関税政策による景気悪化の懸念や中国の内需低迷と不動産市場の停滞が、世界経済の方向性を大きく変える可能性もあり、予断を許さない状況です。

このような環境下において、当連結会計年度では、2024年5月に公表した「中期経営計画2026」の成長戦略を推進し、売上高は6,171億77百万円（前連結会計年度比4.4%増）となり、営業利益は132億23百万円（同0.5%減）、経常利益は117億63百万円（同8.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は85億63百万円（同6.0%減）となりました。

事業セグメント別の主な営業状況は、次頁のとおりであります。



## 1. 事業セグメント別の概況

### ● 金属セグメント

#### 鉄鋼ユニット

主力である特殊鋼・鋼板製品については、自動車生産台数及び建築向け分野で需要が減少したものの、鋼板製品の取扱量が増加したことにより売上高は横ばいとなりました。利益については、持分法投資損益が増加したものの海外子会社で減益となったことにより、全体では減益となりました。

これらにより、鉄鋼ユニットの売上高は2,577億91百万円（前連結会計年度比0.0%減）となり、利益は56億2百万円（同15.5%減）となりました。



#### アルミ・銅ユニット

銅製品はエアコン等の空調銅管及び自動車向け端子コネクタの取扱量が増加しました。アルミ製品は自動車向け取扱量が減少しましたが、店売り向けの取扱量が増加しました。非鉄原料は銅相場の高止まりの影響を受け、地金及び銅屑の取扱量は減少しましたが、アルミ屑のメーカー直需の取扱量は増加しました。

これらにより、アルミ・銅ユニットの売上高は1,881億26百万円（前連結会計年度比9.5%増）となり、利益は30億94百万円（同89.2%増）となりました。



#### 原料ユニット

（株神戸製鋼所向けの主原料については、粗鋼生産量の低調が続いたことにより取扱量は減少し、価格も下落しました。重点分野である資源循環ビジネスについては、鉄スクラップの需要が旺盛で輸取出扱量が増加しました。バイオマス燃料の取扱量は、取引先の操業低下により減少しました。また海外出資先において貸倒引当金を計上しました。

これらにより、原料ユニットの売上高は806億76百万円（前連結会計年度比11.1%増）となり、利益は1億73百万円（同88.5%減）となりました。

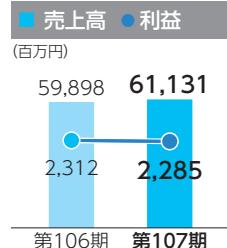


## ● 機械・溶接セグメント

### 機械ユニット

国内では電池材料等の取扱量が減少となるも、積極的に推進中の非汎用圧縮機のメンテナンスや(株)神戸製鋼所の製鉄所向けの納入等が増加し、売上高は堅調に推移しました。海外では中国での建機部品輸出取扱量が減少し、韓国ではスポット案件が減少しました。

これらにより、機械ユニットの売上高は611億31百万円（前連結会計年度比2.1%増）となり、利益は22億85百万円（同1.2%減）となりました。



### 溶接ユニット

溶接材料は国内外ともに販売単価は上昇しましたが、取扱量は減少となりました。溶接関連機材の取扱量は国内及びタイにて堅調に推移しました。生産材料ではチタン原料の輸入取扱量が増加した一方で、ワイヤーの材料となる鋼材の取扱量は減少しました。

これらにより、溶接ユニットの売上高は291億95百万円（前連結会計年度比1.0%増）となり、利益は7億3百万円（同5.5%減）となりました。



## 2. 機関決定ベースでの投融資について

当社は、2024年5月22日に公表した「中期経営計画 2026」において、基本方針の一つに「投資の促進」を掲げており、取り組みの一環として以下の投融資を決定しました。

### ● ローカルエナジーシステム(株)への資本参加

石炭代替の脱炭素燃料として、国内産バイオマス燃料の半炭化事業に参画します。

### ● アルミチャンバー機械加工事業会社の設立

成長が期待される半導体製造装置向けにアルミチャンバー加工会社を合併で設立し、生産に向けた準備をしました。

### ● アルミサッシ屑の選別格上げ事業化

アルミサッシの水平リサイクル率を向上させ、国内での資源循環を強化します。

### ● (株)山陽精機の株式追加取得

国内最大シェアを誇る造管ロールメーカーを関係会社に指定しました。

## 事業セグメント別売上高・セグメント利益

区分		第106期		第107期		前連結会計年度比		
		売上高	セグメント利益	売上高	セグメント利益	売上高	セグメント利益	
		百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	
報告セグメント	金属	鉄鋼	257,839	6,634	257,791	5,602	△0.0	△15.5
		アルミ・銅 (非鉄金属)	171,847	1,635	188,126	3,094	9.5	89.2
		原料 (鉄鋼原料)	72,626	1,514	80,676	173	11.1	△88.5
		小計	502,314	9,784	526,594	8,871	4.8	△9.3
	機械・溶接	機械 (機械・情報)	59,898	2,312	61,131	2,285	2.1	△1.2
		溶接 (溶材)	28,918	744	29,195	703	1.0	△5.5
		小計	88,817	3,057	90,326	2,989	1.7	△2.2
	その他	633	△27	607	△97	△4.2	△255.9	
	調整額	△334	—	△351	—	△5.3	—	
	合計	591,431	12,814	617,177	11,763	4.4	△8.2	

(注) 組織改正により、旧組織名は括弧内に記載しております。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、約8億円の設備投資（無形固定資産を含む）を実施しました。その主なものは、基幹システムの修繕等にかかるものであります。

### (3) 対処すべき課題

2025年度の見通しは、米国の関税政策が世界経済に与える影響を現時点で予測することは困難な状況ですが、当社を取り巻く環境には、カーボンニュートラル社会の実現に向けた脱炭素化への取り組みの拡大、省人化、サプライチェーンの再構築・多様化、地産地消などのビジネスチャンスがあり、市場、顧客のニーズに柔軟かつ迅速に対応して事業拡大に努める所存です。

当社グループは、当連結会計年度に策定しました中期経営計画2026（以下、今中計）に基づき、(i) KOBELCOグループの中核商社としての更なる事業の拡大・深掘り、(ii) 当社独自のサプライチェーン構築によるビジネスモデルの多様化、(iii) 社会課題の

解決と収益力強化に資する新規事業推進の3本柱を同時に追求し、持続的な企業価値の向上を推進します。

当社グループが認識している対処すべき課題は以下のとおりです。

#### ① 収益力の強化・投資の促進

収益力強化のため、トレードビジネスを基礎にした事業投資によるビジネスを構築すると共に、成長性が高いSX新規事業にも積極的に投資を行うことで事業ポートフォリオの変革に取り組みまいります。一方、財務戦略として、今中計から重要目標達成指標に掲げておりますROIC経営の推進を念頭に、資金効率化に取り組み、高収益体質を目指します。

事業投資については、自動車分野における特殊鋼線条の事業領域拡大、半導体分野における需要拡大ニーズの捕捉、資源リサイクル分野等を重点分野として定め、今中計3カ年合計230億円（うちDX・IT関連投資30億円）を計画しております。

### ② 商社機能の強化 (DX推進)

DX推進の目的を「企業価値向上」と定め、既存ビジネスを根本から見直し、顧客視点の価値を創出します。また、生産性向上、ワークスタイル変革、DX人材育成に取り組み、グローバルな商社機能の強化を推進します。

### ③ 経営基盤の強靱化

#### サステナビリティ経営の推進

事業活動を取り巻く環境が大きく変化する中で、社長を最高責任者とする「サステナビリティ委員会」において、重要課題（マテリアリティ）に取り組むことで、社会課題の解決、新たな価値創造、経営基盤の強化に努めています。2025年4月にはサステナビリティ経営推進室を新設し、持続可能な成長を支える戦略的な取り組みを進めるなど、機会とリスクの両面でサステナビリティ活動を一層強化しています。

### 人的資本経営

経営戦略と連動した人材戦略の実践が重要であるとの認識のもと、自ら学び行動する主体性のある人材を育成します。また、個人の多様性を尊重し、望むキャリアを実現できる環境を整え、公正な評価と適正な配置によりエンゲージメントを向上させます。これにより、競争力の強化とイノベーションの促進を図ります。

### 資本コストや株価を意識した経営

当社は、資本収益性指標であるROEを重要目標達成指標の1つとして掲げ、資本コストを意識した経営を実践してきました。ただし、資本市場から要求される株価純資産倍率（PBR）1倍超えは達成していない状況であり、今中計で掲げている取り組みを実行することで、持続的な超過リターンを確保を目指します。

## 2024年度定量目標数値実績

	2026年度定量目標数値	2024年度実績
経常利益	145 億円	118 億円
ROE	10.0 %以上	9.7 %
ROIC	6.5 %	6.1 %
自己資本比率	21 %以上	23.6 %
D/Eレシオ	0.7 倍以下を目安	0.7 倍
累計投資	230 億円	約 20 億円

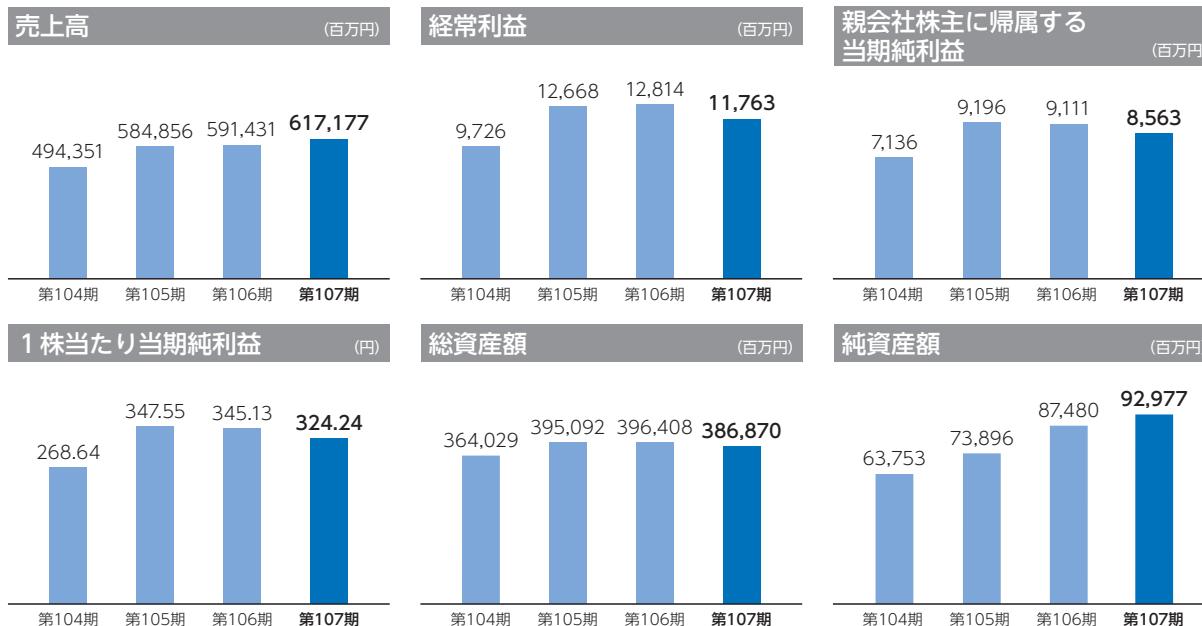
## (4) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第104期 2021年度	第105期 2022年度	第106期 2023年度	第107期 2024年度 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	494,351	584,856	591,431	617,177
経常利益 (百万円)	9,726	12,668	12,814	11,763
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	7,136	9,196	9,111	8,563
1株当たり当期純利益 (円)	268.64	347.55	345.13	324.24
総資産額 (百万円)	364,029	395,092	396,408	386,870
純資産額 (百万円)	63,753	73,896	87,480	92,977

(注) 売上高については、第104期より収益認識に関する会計基準を適用しております。

(注) 当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。2021年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益」を算定しております。

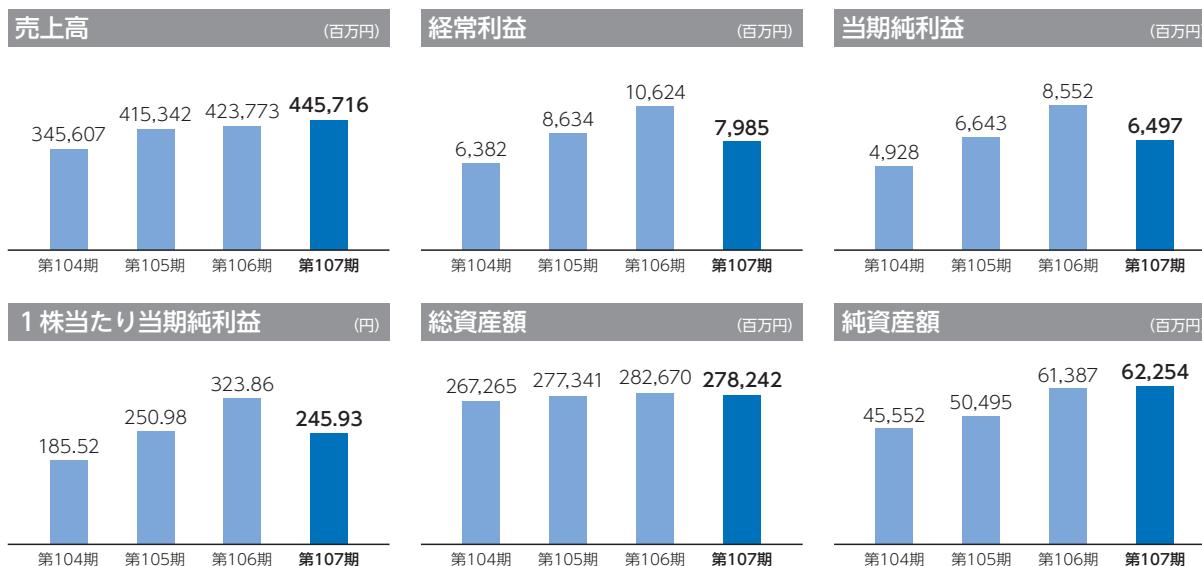


## ② 当社の財産及び損益の状況

区分	第104期 2021年度	第105期 2022年度	第106期 2023年度	第107期 2024年度 (当事業年度)
売上高 (百万円)	345,607	415,342	423,773	445,716
経常利益 (百万円)	6,382	8,634	10,624	7,985
当期純利益 (百万円)	4,928	6,643	8,552	6,497
1株当たり当期純利益 (円)	185.52	250.98	323.86	245.93
総資産額 (百万円)	267,265	277,341	282,670	278,242
純資産額 (百万円)	45,552	50,495	61,387	62,254

(注) 売上高については、第104期より収益認識に関する会計基準を適用しております。

(注) 当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。2021年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益」を算定しております。



## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
神商鉄鋼販売株式会社	310百万円	100%	建材、特殊鋼製品の販売
森本興産株式会社	30百万円	100	鉄鋼製品の販売及び鋼板製品の切断加工・販売
神商非鉄株式会社	90百万円	100	アルミ・銅製品等の切断加工・販売
神鋼商事メタルズ株式会社	30百万円	100	非鉄金属材料の素材及び加工品の販売
株式会社稲垣商店	90百万円	100	非鉄金属製品の卸売業
神商精密株式会社	100百万円	70	アルミ厚板の各種加工及び販売
株式会社マツポー	465百万円	100	産業機械、プラント等の輸出入及び国内販売並びに機械設置工事請負
日本グラニューレーター株式会社	29百万円	※100	粉碎整粒機・食品包装機械等の製造及びメンテナンス
エスシーウエル株式会社	44百万円	100	溶接材料、溶接機、溶接ロボットシステム等の販売
神商ビジネスサポート株式会社	10百万円	100	人事業務受託、人材派遣業
Shinsho American Corp. 神商アメリカン	19,000千米ドル	100	鉄鋼、鉄鋼原料、非鉄金属、機械、情報産業各製品の輸出入販売
Grand Blanc Processing, L.L.C. グランブランプロセッシング	16,677千米ドル	※70	特殊鋼線材製品の二次加工
Aiken Wire Processing, L.L.C. エイケンワイヤープロセッシング	2,617千米ドル	※100	特殊鋼線材の伸線加工
Shinsho Mexico S.A. de C.V. 神商メキシコ	1,500千米ドル	※100	鉄鋼製品の輸出入販売
Shinsho Europe GmbH 神商ヨーロッパ	1,000千ユーロ	100	鉄鋼、非鉄金属、機械、情報産業、溶材各製品の輸出入販売

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
Kobelco Trading Australia Pty. Ltd. コベルコトレーディングオーストラリア	1,700千豪ドル	100	炭鉱権益への投資
Kobelco Trading (Shanghai) Co., Ltd. 神鋼商貿（上海）有限公司	13,000千米ドル	100	鉄鋼、鉄鋼原料、非鉄金属、機械、情報産業、溶材各製品の輸出入販売
Suzhou Shinko-Shoji Material Co., Ltd. 蘇州神商金属有限公司	8,820千米ドル	100	アルミ圧延材のスリット、シャーリング加工販売
Kobelco Precision Parts (Suzhou) Co., Ltd. 神商精密器材（蘇州）有限公司	450百万円	※100	液晶・半導体製造装置部品の精密加工及びターゲット材ボンディング加工
Kobelco Precision Parts (Yangzhou) Co., Ltd. 神商精密器材（揚州）有限公司	400百万円	100	半導体製造装置、FPD製造装置及びその部品の加工販売
Shinsho Osaka Seiko (Nantong) Corp. 神商大阪精工（南通）有限公司	5,000千米ドル	55	自動車部品の製造・加工販売
Shanghai Shinsho Trading Co., Ltd. 上海神商貿易有限公司	200千米ドル	100	鉄鋼、非鉄金属、機械、情報産業、溶材各製品の輸出入販売
Thai Escorp Ltd. タイエスコープ	300,000千タイバーツ	100	鉄鋼、鉄鋼原料、非鉄金属、機械、情報産業、溶材各製品の輸出入販売
PT. Kobelco Trading Indonesia コベルコトレーディングインドネシア	1,750千米ドル	※100	鉄鋼、鉄鋼原料、非鉄金属、機械、情報産業、溶材各製品の輸出入販売
Kobelco Trading Vietnam Co., Ltd. コベルコトレーディングベトナム	1,500千米ドル	100	鉄鋼、鉄鋼原料、非鉄金属、機械、情報産業各製品の輸出入販売
KTN Metal Vietnam Co., Ltd. ケーティーエヌベトナム	1,000千米ドル	※60	アルミ厚板・丸棒の切断加工
Kobelco Trading India Private Limited コベルコトレーディングインド	45,000千インドルピー	※100	鉄鋼、鉄鋼原料、非鉄金属、機械、情報産業、溶材各製品の輸出入販売
Shinsho Korea Co., Ltd. 韓国神商株式会社	400,000千ウォン	100	鉄鋼、鉄鋼原料、非鉄金属、機械、情報産業、溶材各製品の輸出入販売
KTN Co., Ltd. ケーティーエヌ	900,000千ウォン	※100	アルミ板の切断加工、アルミ板卸売
Shinsho (Malaysia) Sdn. Bhd. 神商マレーシア	1,000千マレーシアリンギット	100	非鉄金属、溶材各製品の輸出入販売
Taiwan Shinsho Corp. 台湾神商股份有限公司	5,000千新台幣ドル	100	非鉄金属、機械、情報産業各製品の輸出入販売

(注) ※印は間接所有の株式を含みます。

1. 当社及び株式会社マツポーは日本グラニューレーター株式会社の株式を2024年4月19日に株式会社マツポーが60%、当社が40%取得し、完全子会社化しました。
2. 当社は、神和アルミ工業株式会社と共同で神商精密株式会社を2024年6月19日に設立しました。

## ② その他

会社名	資本金	主要な事業内容
株式会社神戸製鋼所	250,930百万円	鉄鋼アルミ製品、素形材製品、機械等の製造及び販売

(注) 株式会社神戸製鋼所は、退職給付信託に拠出している株式数を含め当社の株式3,085千株（出資比率34.85%）を保有する大株主であり、また、当社の大口仕入、販売先であります。

### (6) 主要な事業内容

当社グループは、鉄鋼、アルミ・銅、原料、機械、溶接各製品の売買及び輸出入を主要業務としております。

セグメント		主要製品
鉄	鋼	銑鉄、鉄鋼半成品、普通鋼鋼材、特殊鋼鋼材、鉄鋼二次・三次製品、建材加工製品、チタン製品、ステンレス製品、鉄粉、鑄鍛鋼
アルミ	銅	銅製品、アルミ製品、非鉄金属地金・スクラップ、銅・アルミ加工品、アルミ・マグネシウム鑄鍛造品
原	料	鉄鉱石、石炭、コークス、コークスブリーズ、鉄スクラップ、製鋼用銑鉄、還元鉄（HBI）、合金鉄、製銑・製鋼用副原料、チタン原料、石油製品、スラグ製品、化成品、再生可能燃料（RPF、木屑、PKS(椰子殻)、木質ペレット）
機	械	ゴム・タイヤ機械、製鉄・非鉄機械、化学機械、真空成膜装置、各種炉、汎用コンプレッサ、各種圧縮機、冷凍機、ヒートポンプ、水素発生装置、環境関連機器、その他産業機械全般、電子関連設備及び部材、建設機械部品
溶	接	溶接材料、溶接機、溶接ロボットシステム、溶接関連及びその周辺設備機器、フープ材、溶剤原料、副資材、各種加工原料

## (7) 主要な営業所

### ① 当社

名称	所在地	名称	所在地
大阪本社 (本店)	大阪府	加古川支店	兵庫県
東京本社	東京都	静岡支店	静岡県
名古屋支社	愛知県	北陸支店	富山県
神戸支社	兵庫県	札幌支店	北海道
九州支社	福岡県	徳山出張所	山口県
中国支店	広島県	ドバイ事務所	アラブ首長国連邦

### ② 子会社

名称	所在地	名称	所在地
神商鉄鋼販売株式会社	大阪府、東京都	神鋼商貿(上海)有限公司	中国
森本興産株式会社	大阪府	蘇州神商金属有限公司	中国
神商非鉄株式会社	大阪府、東京都	神商精密器材(蘇州)有限公司	中国
神鋼商事メタルズ株式会社	東京都	神商精密器材(揚州)有限公司	中国
株式会社稲垣商店	大阪府	神商大阪精工(南通)有限公司	中国
神商精密株式会社	東京都	上海神商貿易有限公司	中国
株式会社マツボー	東京都、大阪府	タイエスコープ	タイ
日本グラニュレーター株式会社	静岡県	コベルコトレーディングインドネシア	インドネシア
エスシーウエル株式会社	大阪府	コベルコトレーディングベトナム	ベトナム
神商ビジネスサポート株式会社	大阪府	ケーティーエヌベトナム	ベトナム
神商アメリカン	米国	コベルコトレーディングインド	インド
グランブランプロセッシング	米国	韓国神商株式会社	韓国
エイケンワイヤープロセッシング	米国	ケーティーエヌ	韓国
神商メキシコ	メキシコ	神商マレーシア	マレーシア
神商ヨーロッパ	ドイツ	台湾神商股份有限公司	台湾
コベルコトレーディングオーストラリア	オーストラリア		

## (8) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,437名	6名減

(注) 従業員数には臨時従業員82名は含んでおりません。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
456名	1名減	39才 4ヶ月	14年4ヶ月

(注) 1. 従業員数は就業人数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であります。  
2. 従業員数には臨時従業員55名は含んでおりません。

## (9) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	16,608 百万円
株式会社三井住友銀行	10,693 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	10,514 百万円

## 2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 27,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 8,855,411株 (自己株式5,151株を除く)  
 (3) 株主数 5,794名 (前事業年度末比584名増)  
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
みずほ信託銀行株式会社(退職給付信託神戸製鋼所口)	1,906	21.53
株式会社神戸製鋼所	1,179	13.32
神商取引先持株会	815	9.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	623	7.04
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	483	5.46
神鋼商事従業員持株会	211	2.39
シンフォニアテクノロジー株式会社	150	1.69
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	115	1.30
芦田 藤次郎	102	1.15
みずほ信託銀行株式会社(退職給付信託神鋼線工業口)	80	0.91

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

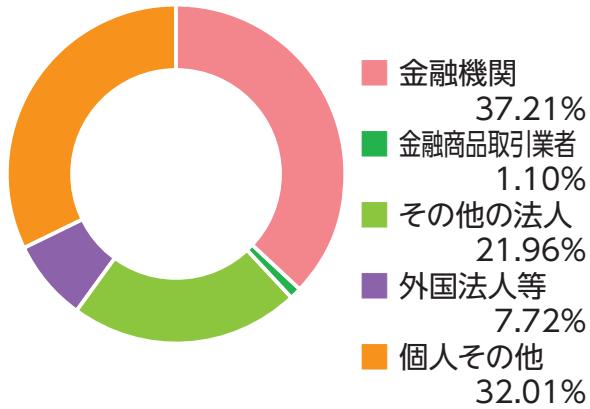
区分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	2,708	1

(注) 表の株式数には、金銭として給付するために換価処分した株式 (2,708株のうち1,008株) が含まれます。

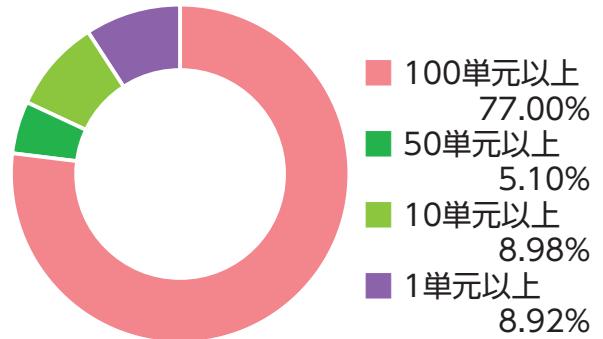
### (6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年4月1日付で、当社株式1株につき3株の割合をもって株式を分割するとともに、上記「発行可能株式総数」を2,700万株から8,100万株に変更しました。これにより、上記、「発行済株式総数」は、17,721,124株増加し、26,581,686株となりました。

■ 所有者別株式分布状況



■ 所有株数別株式分布状況



### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役候補者の選定プロセス

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は任期を1年として、監査等委員である取締役候補者は任期を2年として、それぞれ取締役会決議で決定し、定時株主総会決議による選任の対象としております。また、補欠を含む監査等委員である取締役候補者は、監査等委員会の同意を経たうえで、取締役会で決定し、定時株主総会決議による選任の対象としております。なお、選任に関する取締役会の意思決定手続きの透明性・公正性を確保するため、構成員の過半数を社外取締役とする指名諮問委員会の事前審議を経たうえで意思決定を行っております。

#### (2) 取締役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高 下 拓 展	
代表取締役	足 達 雅 人	金属本部長兼アルミ・銅ユニット長、人事部担当
代表取締役	西 村 悟	金属本部鉄鋼ユニット長
取締役	浦 出 信 次	機械・溶接本部機械ユニット長
取締役	高 橋 淳	経営企画部・新事業推進室担当 兼経営企画部長兼新事業推進室長
取締役 (非常勤)	田 野 美 雄	アシュアード・ビジネス・コンサルティング代表、 株式会社N&C ITパートナーズ取締役 (非常勤)
取締役等委員 (常勤)	渡 部 泰 幸	
取締役等委員 (非常勤)	金 子 浩 子	弁護士法人松尾綜合法律事務所 トピー工業株式会社取締役 (非常勤) 株式会社紀文食品社外取締役 (非常勤)
取締役等委員 (非常勤)	中 川 美 雪	中川美雪公認会計士事務所代表 合同会社みらい会計研究所代表 南海辰村建設株式会社社外取締役 (非常勤)

- (注) 1. 2024年6月26日付けの異動は次のとおりであります。  
 就任 高下 拡張、西村 悟、浦出 信次、高橋 淳は新たに取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任され、就任しました。  
 渡部 泰幸、金子 浩子、中川 美雪は新たに監査等委員である取締役に選任され、就任しました。  
 退任 取締役 森地 高文、渡部 泰幸、吉田 真也、中川 美雪は任期満了により退任しました。  
 監査役 市川 明、植田 兼尚、金子 浩子、宮脇 新也は監査等委員会設置会社への移行により退任しました。
2. 取締役のうち、田野 美雄、金子 浩子、中川 美雪は社外取締役であり、当社は各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出しております。
3. 監査等委員である取締役 渡部 泰幸は当社において、長年にわたり経理業務に従事し、財務会計に関する豊富な経験を有していることに加えて、本社部門全般におけるマネジメント経験を有し、経営に深く携わってきましたことから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員である取締役 中川 美雪は監査法人での経験も長く、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、常勤の監査等委員を監査等委員会にて選定しております。常勤の監査等委員を選定している理由は、監査環境の整備や社内の情報の収集、内部統制システムの整備状況の日常的な監査により、監査等委員の職務執行をより円滑にするためであります。
6. 当社と社外取締役及び監査等委員である取締役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の損害賠償金及び争訟費用等を補填することとしております。ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則又は取締法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても補填されません。  
 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社並びに当社の子会社の取締役・監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。
8. 当社は、当社のすべての取締役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、補償の要否及び範囲等の判断は、いずれも監査等委員である取締役及び外部の弁護士によって構成される補償委員会が行うものとし、役員等が不正な利益を図り、又は会社に損害を加える目的で職務を執行したものであったことが判明した場合、その職務を行うことにつき悪意又は重過失があったことにより損害賠償を請求された場合には、補償の対象としないこととしております。
9. 2025年3月31日現在の執行役員及び担当は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
※社 長	高 下 拡 展	
※専 務 執 行 役 員	足 達 雅 人	金属本部長兼アルミ・銅ユニット長、人事部担当
※専 務 執 行 役 員	西 村 悟	金属本部鉄鋼ユニット長
※常 務 執 行 役 員	浦 出 信 次	機械・溶接本部機械ユニット長
※執 行 役 員	高 橋 淳	経営企画部・新事業推進室担当 兼経営企画部長兼新事業推進室長
常 務 執 行 役 員	吉 田 真 也	機械・溶接本部長
常 務 執 行 役 員	高 田 雅 章	金属本部鉄鋼ユニット担当、 神商鉄鋼販売株式会社代表取締役社長
常 務 執 行 役 員	市 川 明	事業リスク管理室・総務部・法務審査部担当
常 務 執 行 役 員	植 田 兼 尚	財務経理部・監査部担当兼財務経理部長
執 行 役 員	木 場 豊	金属本部アルミ・銅ユニット担当、 神鋼商事メタルズ株式会社代表取締役社長
執 行 役 員	藤 原 紀 仁	金属本部鉄鋼ユニット担当、中国地域担当、兼鋼板部長
執 行 役 員	刈 込 光 晴	金属本部原料ユニット長
執 行 役 員	三 澤 亮 介	機械・溶接本部機械ユニット担当
執 行 役 員	中 川 善 之	金属本部鉄鋼ユニット担当
執 行 役 員	竹 林 建 範	機械・溶接本部溶接ユニット長兼溶接・機材部長、 エスシーウエル株式会社代表取締役社長
執 行 役 員	梅 森 茂	金属本部アルミ・銅ユニット担当

(注) 上記※印の各氏は取締役であります。

### (3) 取締役の報酬等

#### ① 報酬等の基本方針

取締役の報酬等は、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で決定しております。

##### 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に支給する報酬は、執行役員報酬を含む合計額としており、報酬諮問委員会で審議したうえで、取締役会の決議により決定しております。

当該報酬は、役位別に定められた固定報酬と業績に応じて変動する業績連動報酬で構成しておりますが、2022年度より、これに加えて、取締役及び執行役員（社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者である者を除く、以下「取締役等」という。）を対象に、中長期的な業績向上と企業価値の最大化への貢献意識を更に高めることを目指して、2022年6月24日開催の第104回定時株主総会の承認を得て新たに株式報酬制度を導入いたしました。また、株式報酬制度については、監査等委員会設置会社移行に伴う手続上の改定を行い、2024年6月26日開催の第106回定時株主総会の承認を得ております。

本制度が導入されたことにより、取締役等の報酬は、「固定報酬」と短期インセンティブとしての「業績連動報酬」及び長期インセンティブとしての「株式報酬」により構成されます。

なお、業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬については、監督機能の役割を担うことから引き続き「固定報酬」のみによって構成しております。

##### 2. 監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役に支給する報酬は、その役割と独立性の観点から、固定報酬のみで構成しています。

#### ② 取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針

##### 1. 報酬等の内容

###### a) 固定報酬

固定報酬については、役位と委嘱業務に応じて定められています。

###### b) 業績連動報酬

短期インセンティブとしての業績連動報酬は、短期的な業績管理の数値目標である経常利益を指標として、全社連結業績及び担当部門業績について、それぞれの目標達成度及び前年度実績等との比較に基づき、14段階にて評価しております。

当該14段階のうち最下位の評価ランクの場合は、業績連動報酬は支給せず、最高位の評価ランクの場合は、役位別に固定報酬額の32%から51%程度の業績連動報酬額を定め、成果責任が求められる高い役位ほど報酬等に占める業績連動報酬額の比率は高くなっています。

###### c) 株式報酬

長期インセンティブとしての株式報酬は、全体報酬の10%程度となるように株式交付規程に従い、毎年、役位別に定めた基準額に基づきポイント数を決定し、当該決定されたポイント数を毎年6月1日に付与しております。

取締役等を退任した時点で累積されたポイント数に応じた株式等を受け取ることとなります。

(\*) 株式報酬制度の概要

株式報酬制度は、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託を採用しており、取締役等の役位に応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を取締役等に交付及び給付する制度です。

株式報酬には、取締役等に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該取締役等に対し本制度における当社株式等の交付等を受ける権利の喪失又は没収（マルス）、交付した当社株式等相当の金銭の返還請求（クローバック）ができる制度を設けております。

2. 報酬水準

取締役の報酬等は、当社業容と時価総額等が同規模水準の国内企業を主なベンチマークとする外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を活用し、定期的に報酬諮問委員会にて比較検証を行い設定しております。

**③ 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由**

報酬に関する取締役会の意思決定手続きの透明性・公正性を確保するため、構成員の過半数を社外役員とする報酬諮問委員会は、取締役会の諮問機関として、コーポレートガバナンス・コードの基本方針に照らし、取締役報酬額の妥当性について審議し、取締役会に意見書を提出いたします。取締役会は報酬諮問委員会の意見書を考慮したうえで、株主総会で承認された総額の範囲内で決議を行うことを確認しております。

なお、監査等委員会移行後については、個人別の報酬等の内容が上記方針に合致していることについて監査等委員会が事前に報酬決定プロセスを確認し、取締役会への意見表明の要否を決定するなど、報酬諮問委員会との連携を図ります。

**④ 監査等委員である取締役の個人別の報酬等の額の決定方針に関する事項**

監査等委員である取締役の個人別の報酬額は、監査等委員である取締役の報酬総額の範囲内において、個々の監査等委員である取締役の職務と責任に応じた報酬額を監査等委員会の協議により決定されることとしております。

**⑤ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項**

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2024年6月26日開催の第106回定時株主総会において年額352百万円以内（うち社外取締役は年額29百万円以内）と決議しております。

なお、取締役等を対象とした非金銭報酬である株式報酬は、制度運用上の観点から当該限度額とは別枠で設定しております。当該事業年度内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2024年6月26日開催の第106回定時株主総会において年額75百万円以内（うち社外取締役は年額33百万円以内）と決議しております。当該事業年度内の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は2名）です。

### 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額			対象となる役員 の員数 (人)
		固定報酬 (基本報酬)	業績連動 報酬	株式報酬	
取締役 (監査等委員である 取締役を除く)	211	150	44	16	10
(うち社外取締役)	(10)	(10)	( - )	( - )	(2)
監査等委員である取締役	38	38	-	-	3
(うち社外取締役)	(12)	(12)	( - )	( - )	(2)
監査役	17	17	-	-	4
(うち社外監査役)	(4)	(4)	( - )	( - )	(2)

(注)

1. 取締役等に対する株式報酬は、当事業年度中の費用計上額であります。なお、当該株式報酬は、2024年6月26日開催の第106回定時株主総会において、取締役等を対象に対象期間（5事業年度）ごとに280百万円を上限とする金員を信託に拠出し、当該信託を通じて取締役等に対して付与するポイント総数の上限は、1事業年度あたり16,000ポイント(株)とすることを決議しています。
2. 当社は、2024年6月26日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

取締役 田野 美雄が兼職するアシュアード・ビジネス・コンサルティング及び株式会社N&C ITパートナーズと当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

監査等委員である取締役 金子 浩子が兼職する弁護士法人松尾綜合法律事務所、トピー工業株式会社、株式会社紀文食品と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

監査等委員である取締役 中川 美雪が兼職する中川美雪公認会計士事務所、合同会社みらい会計研究所、南海辰村建設株式会社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

#### (i) 取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会	監査等委員会
	出席回数	出席回数
取締役 田野 美雄	20回開催のうち 20回出席	—
取締役 金子 浩子 (監査等委員)	20回開催のうち 20回出席	7回開催のうち 7回出席
取締役 中川 美雪 (監査等委員)	20回開催のうち 20回出席	7回開催のうち 7回出席

(注) 第106回定時株主総会で当社は監査等委員会設置会社へ移行しました。

監査等委員会設置会社移行前の期間において、金子 浩子氏は当社の監査役に就任しておりました。当該期間開催の監査役会4回のうち、4回出席し、主に弁護士としての見地から意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。

#### (ii) 取締役会及び監査等委員会における発言状況並びに期待される役割に関して行った職務の概要

取締役 田野 美雄は取締役会ではコベルコシステム株式会社における代表取締役社長としての経営実績及び豊富な経験に基づき、独立した観点から意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、同氏が培ってこられた製造業全般におけるIT活用、ソリューションの経験に基づき、当社のDXの推進並びに企業価値の向上に向けた助言・提言を行っております。また、同氏は指名・報酬諮問委員会の委員及びサステナビリティ委員会の委員を務め、独立した立場からの経営陣の監督に努めております。

監査等委員である取締役 金子 浩子は主に弁護士としての見地から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、経営トップとの定期的な意見交換会に出席し、業務執行状況の把握に努めております。また、同氏はコンプライアンス委員会の委員を務め、独立した立場からの経営陣の監督に努めております。

監査等委員である取締役 中川 美雪は公認会計士として実績を積み、公的機関でも審査委員を務められるなど幅広い分野にわたる経験・知識に基づき、独立した観点から意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、同氏は指名・報酬諮問委員会の委員長及びサステナビリティ委員会の委員を務め、独立した立場からの経営陣の監督に努めております。

監査等委員である取締役 中川 美雪及び金子 浩子の両氏ともに、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

## 4 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

### ① 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

	監査証明業務に基づく報酬額	非監査業務に基づく報酬額
当社	81百万円	-
連結子会社	-	-
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	81百万円	-

### ② 当事業年度に係る会計監査人と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（①を除く）等の額

	監査証明業務に基づく報酬額	非監査業務に基づく報酬額
当社	-	2百万円
連結子会社	3百万円	10百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	3百万円	13百万円

(注)

- 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
- 当社の連結子会社である神商アメリカン、タイエスコープ、神鋼商貿（上海）有限公司他は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規程によるものに限る。）を受けております。
- 当社及び連結子会社における非監査業務の内容は、税務に関するサポート業務等であります。
- 当社及び連結子会社が会計監査人と同一のネットワーク（KPMG）に支払う監査業務に基づく報酬について、前連結会計年度までは、上表に含めていませんでしたが、当連結会計年度より、倫理規則に準拠し、上表に含めています。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容、見積りの算出根拠等を確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、検証した結果、当社の会計監査を実施するうえでいづれも妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める項目に該当することなどにより、計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、監査等委員全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとって適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

## 5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、定款第34条に基づき、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることとしております。

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要課題の一つに位置付けており、財務体質の強化と将来の事業展開に必要な内部留保等を考慮しつつ、「連結配当性向30%以上、または1株当たり配当300円のいずれか高い方とする」としており、安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。

上記の方針に基づき、当連結会計年度の期末配当金につきましては、1株当たり150円に決定させていただきました。

これにより、年間配当金は1株当たり300円となります。

---

備考 事業報告は次により記載されております。

- (1) 百万円単位の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 千株単位の株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

## ■ 連結計算書類

### ■ 連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>337,539</b>	<b>流動負債</b>	<b>272,200</b>
現金及び預金	21,381	支払手形及び買掛金	159,239
受取手形及び売掛金	189,458	電子記録債務	13,400
電子記録債権	18,022	短期借入金	45,905
商品及び製品	74,841	未払金	3,931
仕掛品	140	未払費用	13,994
原材料及び貯蔵品	1,635	未払法人税等	1,864
前払金	21,984	契約負債	12,385
その他	10,382	預り金	18,432
貸倒引当金	△306	賞与引当金	1,582
<b>固定資産</b>	<b>49,331</b>	その他	1,463
<b>有形固定資産</b>	<b>8,646</b>	<b>固定負債</b>	<b>21,692</b>
建物及び構築物	3,297	長期借入金	15,350
機械装置及び運搬具	2,253	預り保証金	732
土地	1,275	繰延税金負債	3,978
建設仮勘定	568	役員株式給付引当金	88
その他	1,250	退職給付に係る負債	970
<b>無形固定資産</b>	<b>2,025</b>	その他	572
のれん	327	<b>負債合計</b>	<b>293,893</b>
ソフトウェア	1,211	<b>純資産の部</b>	
諸施設利用権	10	<b>株主資本</b>	<b>77,210</b>
その他	477	資本金	5,650
<b>投資その他の資産</b>	<b>38,659</b>	資本剰余金	2,615
投資有価証券	32,574	利益剰余金	69,165
出資金	1,863	自己株式	△220
長期貸付金	2,068	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>14,226</b>
退職給付に係る資産	20	その他有価証券評価差額金	7,017
繰延税金資産	1,919	繰延ヘッジ損益	67
その他	4,629	為替換算調整勘定	7,141
貸倒引当金	△4,416	<b>非支配株主持分</b>	<b>1,539</b>
<b>資産合計</b>	<b>386,870</b>	<b>純資産合計</b>	<b>92,977</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>386,870</b>

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

■ 連結損益計算書 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		617,177
売上原価		576,778
売上総利益		40,398
販売費及び一般管理費		27,175
営業利益		13,223
営業外収益		
受取利息	380	
受取配当金	1,329	
持分法による投資利益	1,596	
デリバティブ評価益	561	
貸倒引当金戻入額	2	
雑収入	827	4,699
営業外費用		
支払利息	1,891	
売掛債権譲渡損	671	
為替差損	1,763	
貸倒引当金繰入額	1,477	
雑損失	355	6,158
経常利益		11,763
特別利益		
投資有価証券売却益	2,839	
負ののれん発生益	180	3,019
特別損失		
減損損失	592	
投資有価証券売却損	1,132	
投資有価証券評価損	264	1,988
税金等調整前当期純利益		12,794
法人税、住民税及び事業税	3,949	
法人税等調整額	397	4,347
当期純利益		8,446
非支配株主に帰属する当期純損失		△117
親会社株主に帰属する当期純利益		8,563

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

## ■ 計算書類

### ■ 貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>235,087</b>	<b>流動負債</b>	<b>197,934</b>
現金及び預金	15,256	支払手形	166
受取手形	2,530	電子記録債務	6,057
電子記録債権	9,424	買掛金	125,058
売掛金	145,720	短期借入金	17,100
商品	29,984	未払金	3,429
前払金	19,168	未払費用	12,974
前払費用	158	未払法人税等	1,103
関係会社短期貸付金	3,693	契約負債	9,063
未収金	8,981	預り金	21,987
その他	270	前受収益	3
貸倒引当金	△101	賞与引当金	989
<b>固定資産</b>	<b>43,155</b>	その他	0
<b>有形固定資産</b>	<b>763</b>	<b>固定負債</b>	<b>18,054</b>
建物	550	長期借入金	15,350
器具及び備品	45	預り保証金	318
土地	89	繰延税金負債	2,140
その他	77	役員株式給付引当金	88
<b>無形固定資産</b>	<b>1,026</b>	その他	157
ソフトウェア	1,019	<b>負債合計</b>	<b>215,988</b>
諸施設利用権	6	<b>純資産の部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>41,366</b>	<b>株主資本</b>	<b>55,567</b>
投資有価証券	17,029	資本金	5,650
関係会社株式	17,219	資本剰余金	2,703
出資金	1,856	資本準備金	2,703
関係会社出資金	3,696	<b>利益剰余金</b>	<b>47,425</b>
長期貸付金	1,603	その他利益剰余金	47,425
関係会社長期貸付金	415	繰越利益剰余金	47,425
従業員長期貸付金	3	<b>自己株式</b>	<b>△211</b>
破産更生債権等	42	<b>評価・換算差額等</b>	<b>6,686</b>
その他	1,058	その他有価証券評価差額金	6,689
貸倒引当金	△1,559	繰延ヘッジ損益	△3
<b>資産合計</b>	<b>278,242</b>	<b>純資産合計</b>	<b>62,254</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>278,242</b>

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

■ 損益計算書（2024年4月1日から 2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		445,716
売上原価		424,158
売上総利益		21,558
販売費及び一般管理費		13,263
営業利益		8,294
営業外収益		
受取利息	363	
受取配当金	2,847	
デリバティブ評価益	542	
雑収入	291	4,044
営業外費用		
支払利息	581	
売掛債権譲渡損	625	
為替差損	1,475	
貸倒引当金繰入額	1,477	
雑損失	192	4,352
経常利益		7,985
特別利益		
投資有価証券売却益	2,839	2,839
特別損失		
投資有価証券売却損	1,132	
投資有価証券評価損	264	1,396
税引前当期純利益		9,428
法人税、住民税及び事業税	2,486	
法人税等調整額	444	2,931
当期純利益		6,497

（記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。）

## ■ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

神鋼商事株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 山 高 広  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藪 前 弘  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 原 田 大 輔  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、神鋼商事株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神鋼商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## ■ 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

神鋼商事株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 山 高 広  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 藪 前 弘  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 原 田 大 輔  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、神鋼商事株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## ■ 監査等委員会の監査報告書

### 監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第107期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と緊密に連携し、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要文書を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

神鋼商事株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 渡部 泰幸<sup>㊟</sup>

監査等委員 金子 浩子<sup>㊟</sup>

監査等委員 中川 美雪<sup>㊟</sup>

(注) 監査等委員 金子浩子及び中川美雪は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株式のお手続きについて

## ご案内

※ご一読ください

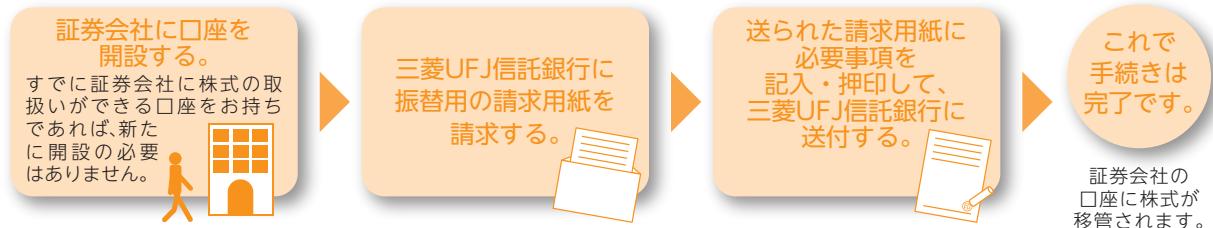
### 特別口座で株式をご所有の株主のみなさまへ

2009年1月5日に実施されました株券電子化により、すべての上場会社の株式は、証券会社などの口座管理機関の口座にて電子的に管理されております。株券電子化移行時点で、ご所有の株式を証券保管振替機構に預託されなかった株主様につきましては、当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行に「特別口座」を開設させていただいております。しかしながら、特別口座の株式につきましては、特別口座のままでは売買ができませんので、特別口座から証券会社口座への振替等をお願いいたします。

### 特別口座に記録されているかどうかのご確認方法について

下記、三菱UFJ信託銀行証券代行部までお問い合わせください。

### 特別口座から証券会社口座への株式移管の方法



### 証券会社口座への振替以外に、売買を行う方法について（単元未満株式に限る）

特別口座にある株式が単元未満株式（100株未満の株式）の場合、当社に対して買取請求をすることができますので、三菱UFJ信託銀行までお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

特別口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社  
(連絡先)

三菱UFJ信託銀行 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1  
郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 TEL 0120-232-711 (通話料無料)  
(窓口によるお取次ぎについて)

三菱UFJ信託銀行全国各支店においてもお取次ぎいたします。

## 株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
期末配当金受領 株主確定日	3月31日
中間配当金受領 株主確定日	9月30日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先 (お問合わせ先)	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 郵送先〒137-8081新東京郵便局私書箱第29号 TEL 0120-232-711 (通話料無料)
上場証券取引所	東京証券取引所
公告方法	電子公告により行う 公告掲載URL <a href="https://www.shinsho.co.jp/">https://www.shinsho.co.jp/</a> (ただし、電子公告によることができない事故、 その他のやむを得ない事由が生じた時には、日 本経済新聞に掲載いたします。)

### (ご注意)

1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

最新の当社IR情報等をご覧ください。



▶ 神鋼商事ウェブサイト

<https://www.shinsho.co.jp/>

## 株主総会会場ご案内図

会場

淀屋橋スクエア 18階 (当社 会議室)

大阪府大阪市中央区北浜二丁目6番18号

TEL 06-6206-7010 (代表)



淀屋橋スクエア

京阪地下通路19番出口すぐ

### 交通のご案内

○● 地下鉄御堂筋線・京阪本線 「淀屋橋」 駅 12・13番出口 から徒歩5分

○● 地下鉄堺筋線・京阪本線 「北 浜」 駅 25番出口 から徒歩5分

※駐車場のご用意はございませんので、ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

※車いすのサポート、座席やお手洗いへの誘導、受付での筆談サポート等が必要な場合には、事前に上記代表番号までご連絡をお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。